

産業廃棄物

許可の有効期限		令和 7年 2月12日 (許可年月日 令和 2年 2月13日)
事業の範囲	事業の区分	収集運搬
	産業廃棄物の種類	(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず ・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず・鉱さい・がれき類・ばいじん 以下余白
	積換え・保管の有無	有
許可の条件		以下余白
許可番号		00313008017(岩手県許可)

特別管理産業廃棄物

許可の有効期限		平成35年 8月22日 (許可年月日 平成30年 8月23日)
事業の範囲	事業の区分	収集運搬
	産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) ・廃酸(水素イオン濃度指数 2.0以下のものに限る。) ・廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。) ・感染性産業廃棄物 ・廃水銀等 ・廃石綿等 ・廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) ・汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) ・廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) ・廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) 以下余白
	積換え・保管の有無	有
許可の条件		積替えのための保管を行う場合を除いて、排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を、保冷車等で運搬し、当該排出事業者が指示する特別産業廃棄物処分業者の処理施設に、原則、収集した日のうちに運搬すること。 以下余白
許可番号		00363008017(岩手県許可)